

官報

号外

昭和二十二年十月二十二日

○第一回 衆議院會議錄第四十八号

昭和二十二年十月二十一日(火曜日)

午後二時三十七分開議

議事日程 第四十七号

昭和二十二年十月二十一日(火曜日)

午後一時開議

第一 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 薪炭需給調節特別会計法を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(田中高逸君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

昨二十日委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出) 農業災害補償法案

農林委員会に付託

(内閣提出) 昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案

司法委員会に付託

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

一、去る十八日本院は第一回國會の会期を十月二十一日から十一月二十九日まで四十日間延長することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

一、昨二十日松平参議院議長から松岡議長宛、國會の会期を十一月二十九日まで四十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十八日松岡議長は、片山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
農林事務官(林野局林政部長) 安孫子藤吉

一、昨二十日片山内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。
農林事務官 安孫子藤吉

第一回國會政府委員を命ずる
一、去る十八日常任委員理事補欠選挙

の結果次の通り当選した。

農林委員会
理事 森 幸太郎君(大石倫治君去る十八日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十日常任委員会理事補欠選挙の結果次の通り当選した。
農林委員会
理事 大島 義晴君(清澤俊英君去る十八日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十日内閣から提出した議案は次の通りである。
農業災害補償法案

昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十八日参議院に送付した議案は次の通りである。
農業協同組合法案

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案
一、昨二十日参議院において、本院か

ら送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

一、去る十八日提出した緊急質問は、次の通りである。

住宅問題に関する緊急質問(田口助太郎君提出)

教育問題に関する緊急質問(米田吉盛君提出)

一、去る十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

輸出綿織物事業小工場の機能發揮に関する質問主意書(竹山祐太郎君提出)

○副議長(田中高逸君) これより會議を開きます。

○副議長(田中高逸君) 本日内閣総理大臣より、中央労働委員會の委員に、明年三月三十一日まで、衆議院議員荒畑勝三君、島上善五郎君及び参議院議員原虎一君を充てるため、議決を得たいとの申出がありました。右申入れの通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第一 裁判官及びその他の裁判所職員
の分限に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(田中高逸君) 日程第二、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。司法委員長松永義雄君。

裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律案

第一條 (免官) 裁判官は、回復の困難な心身の故障のために職務を執ることができなと裁判された場合及び本人が免官を願ひ出た場合には、日本國憲法の定めるところによりその官の任命を行つ権限を有するものにおいてこれを免することが出来る。

前項の願ひは、最高裁判所を経てこれをしなければならぬ。

第二條 (懲戒) 裁判官の懲戒は、戒告又は一万圓以下の過料とする。

第三條 (裁判権) 各高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所及び簡易裁判所の裁判官に係る第一條第一項の裁判及び前條の懲戒に

官報号外 昭和二十二年十月二十二日 衆議院會議錄第四十八号 議長の報告 中央労働委員會の委員に兩院議員を充てる件 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律案

関する事件（以下分限事件といふ。）について裁判権を有する。

最高裁判所は、左の事件について裁判権を有する。

一 第一審且つ終審として、最高裁判所及び各高等裁判所の裁判官に係る分限事件

二 終審として、高等裁判所が前項の裁判権に基いてした裁判に対する抗告事件

第四條（合議体） 分限事件は、高等裁判所においては、五人の裁判官の合議体で、最高裁判所においては、大法官で、これを取り扱う。

第五條（管轄） 分限事件の管轄裁判所は、第六條の申立の時を標準としてこれを定める。

第六條（事件の開始） 分限事件の裁判手続は、裁判所法第八十條の規定により当該裁判官に対して監督権を行う裁判所の申立により、これを開始する。

第七條（裁判） 第一條第一項の裁判又は第二條の懲戒の裁判をするには、その原因たる事実及び証拠によりこれを認めた理由を示さなければならぬ。

裁判所は、前項の裁判をする前

に当該裁判官の陳述を聴かなければならぬ。

第八條（抗告） 高等裁判所が分限事件についてした裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより抗告をすることが出来る。

抗告裁判所の裁判については、前條の規定を準用する。

第九條（手続の費用） 分限事件の手続の費用は、國庫の負担とする。

第十條（手続の中止） 分限事件の裁判手続は、当該裁判官について刑事又は彈劾の裁判事件が係属する間は、これを中止することが出来る。

第十一條（裁判手続） 分限事件の裁判手続は、この法律に特別の定めのあるものを除いて、最高裁判所の定めるところによる。

第十二條（裁判の通知） 第一條第一項の裁判が確定したときは、最高裁判所は、その旨を内閣に通知しなければならない。

第十三條（過料の裁判の執行） 懲戒による過料の裁判の執行については、非訟事件手続法第二百八條の規定を準用する。

第十四條（裁判官以外の裁判所職

員の懲戒等） 左に掲げる職員の懲戒による免官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が、二級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決により最高裁判所が、三級のものについては、裁判所職員普通懲戒委員会の議決により、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。

一 最高裁判所事務総長

二 最高裁判所長官秘書官

三 司法研修所教官

四 裁判所調査官

五 裁判所事務官

六 裁判所技官

前項に掲げる職員の懲戒による減俸は、一級のもの及び二級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決により最高裁判所が、三級のものについては、裁判所職員普通懲戒委員会の議決により、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。

第一項に掲げる職員の懲戒による減俸は、最高裁判所の定めるところによる。

〇松永義雄君 ただいま議題と相なり

ころにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。

裁判所職員高等懲戒委員会及び裁判所職員普通懲戒委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

執行吏の懲戒は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを行う。

不具障疾又は心身の衰弱に因り職務を執ることができないことを理由とする第一項に掲げる職員（最高裁判所長官秘書官を除く。）の免官についても、また同項と同様とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

執行吏懲戒令は、これを廃止する。

裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）に関する報告書

〔都合により第五十一号の末尾に掲載〕

ました裁判官及び裁判所職員の分限に関する法律案について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨について簡単に御説明申し上げます。裁判官の身分に關し、日本國憲法の規定するところにより、新たに裁判官の分限及び懲戒等に関する特別の立法をいたさねばなりませんし、また裁判官以外の裁判所職員の分限及び懲戒等についても、裁判所法の規定するところにより、裁判所の自律性の程度に即應して規定を設ける必要から、この法律案が提出せられたものでありまして、その内容の主要な点は、第一に、日本國憲法には、裁判官罷免の事由として心身の故障をあげておりますので、本案では、その故障の程度について、回復の困難な故障としております。なお、従来裁判官は終身官であつたため、依願免官という制度はなかつたのでありますが、新制度により終身官ではなくになりましたので、本人が願ひ出た場合に免官のできる旨を規定いたしております。

第二に、従来の判事懲戒法によれば、裁判官の懲戒は免職、停職、轉所、減俸及び譴責の五種でありましたが、免官及び停職は、日本國憲法第七十八

〇松永義雄君 ただいま議題と相なり

條の規定に抵触いたしまするし、轉所もまた同様の結果となる疑いがあるばかりでなく、裁判官の地位に鑑み、罰目として不適当であり、また同じく減俸も、七十九條第六項及び第八十條第三項に抵触するとの理由から、これらはいずれも廢止することとなり、裁判官の懲戒は戒告及び過料の二種とし、過料の額は、裁判官の報酬に照らし、最高一万円となつております。

第三に、裁判官に関する心身の故障のために職務をとることができなうかの裁判及び懲戒の裁判については、この種裁判が裁判所の内部規律に關するものでありますので、組織、管轄及び手続についての重要事項のみを規定し、その他は原則的に最高裁判所の定める規則に委ね、なるべく裁判所の自律に任せております。

最後に、裁判官以外の職員については、その特殊性に鑑み、かつ裁判所の自律性を尊重する建前から、懲戒委員會は一般官吏の例によることなく、最高裁判所の定めるところによつてこれを設け、その議決に基いて、懲戒及び心身の衰弱による免官は、一級の職員については最高裁判所の申出により内閣が、二級以下については、最高裁判所以下の各裁判所においてこれを行う

ほか、減俸についてもまた各級別に從つて、最高裁判所以下の裁判所においてこれを行うことになつております。なお、執行吏は官吏ではなく、純粹に裁判所の職員でありますから、その懲戒については最高裁判所の定めるところによることとしたしまして、從來の執達吏懲戒令は廢止することになつております。以上が政府原案の要旨でございます。

本案については、委員會は本月二日説明を聴き、次いで十一日質疑問に入り、政府委員との間に大要次のような質疑問答が交されました。

第一に、本案の内容が主として免官及び懲戒の規定であるにもかかわらず、名稱が分限という漠然とした廣い概念で表わされている理由についての質疑問に対し、政府より、從來の判事懲戒法中、免官に屬する分が彈劾法に移り、残余の部分は本案に規定されているので、罷免という字句を使うと彈劾法との關係に疑問を生ずることとなり、またその他の職員について、本來ならば官吏懲戒令あるいは官吏分限令によるべきものを、その性質上特例として本案に規定するものであつて、これらの身分、進退、懲戒等すべてを表わす言葉として分限が適當であると考

えた旨の答弁がありました。

第二に、第一條に規定されるのは、憲法第七十八條に基く心身の故障により職務不能との裁判による免官に限るべきものと考えられるのに、いかなる理由からここに本人の願出による場合をも規定したのであるかとの質疑問に対し、從來裁判官は終身官であつたため、依願免官の制度はなく、實際上は本人の願出による場合でも、医師の診断書等をむりに徴して、たが、新憲法で終身官ではなくつたので、依願免官を認めても憲法上違反しないといふことを從來の解釈上の疑いからはつきりさせるため規定したものであるとの答弁でありました。

次に第二條の過料について、一万円以下の過料によつて、實質的には在任中の俸給が減額されることとなり、憲法第七十九條及び第八十條の、報酬を減額することはできないという規定に抵触するのではないかと質疑問に対し、過料は秩序罰であつて、俸給から差引かず、別途な一般財産から支拂はばよいのであるから、報酬の減額とはならない旨の答弁でありました。以上、質疑の要点について簡単に御説明申し上げました。

次いで委員會は、十三日討論の際、各党委員より、それ〴〵党を代表して原案賛成の発言があり、次いで採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決いたしました次第でございます。以上、御報告を終ります。(拍手)

○副議長(田中高逸君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 薪炭需給調節特別会計法を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(田中高逸君) 日程第二、薪炭需給調節特別会計法を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長野溝勝君。

薪炭需給調節特別会計法を改正する法律案

第一條 薪炭の需給を調節するため國が行う薪炭の買入、賣渡又は貯藏に關する一切の歳入歳出は、これを一般会計と区分して特別会計

を設置する。

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計において 薪炭の買入代金以外の経費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

第四條 この会計において、薪炭の買入代金の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、一年以内に償還する証券を発行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。

この会計において、薪炭の買入代金の支拂上一時現金に不足があるときは、この会計の負担において、当該年度内に償還する証券を発行し、又は同期間内に償還する一時借入金をなすことができる。

第五條 前條第一項の規定により発行する証券又は借り入れる借入金の借換のため、この会計の負担において、一年以内に償還する証券を発行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。その借換についても、また同様とする。

前項の規定は、前條第二項の規定により発行する証券又は借り入れる一時借入金の借換について、これを準用する。この場合において、前項中「一年内」とあるのは、「当該年度内」と読み替えるものとする。

第六條 この會計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の額は、通じて最高三十億円とする。

第七條 第三條乃至第五條に規定する証券、借入金及び一時借入金の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が、これを行う。

第八條 この會計の負担に属する証券（第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。）及び借入金の償還金、証券、借入金及び一時借入金の利子並びに証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎會計年度、國債整理基金特別會計にこれを繰り入れなければならない。

第九條 この會計においては、薪炭の賣渡代金、証券（第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。）の発行による収入金、借入金及び附屬雑収入を

以てその歳入とし、薪炭の買入代金、薪炭の買入、賣渡、貯蔵及び運搬に関する諸費、証券（第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。）及び借入金の償還金並びに証券、借入金及び一時借入金の利子その他の諸費を以てその歳出とする。

第十條 農林大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條 この會計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書
- 二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込並びに当該年度以降の支出予定額

第十三條 この會計において、支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部にこれを預け入れることができる。

第十四條 この會計において、決算上剰余を生じたときは、翌年度の歳入にこれを繰り入れるものとする。

第十五條 農林大臣は、毎會計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十六條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 債務に関する計算書

第十七條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で当該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

農林大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び會計検査院にこれを通知しなければならない。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 昭和十七年法律第二十七号（薪炭需給調節特別會計据置運轉資本臨時補足に関する法律）は、これを廃止する。

第三條 従前の薪炭需給調節特別會計法第二條の規定により一般會計から据置運轉資本として繰り入れた金額及び旧法により据置運轉資本を臨時補足した金額に相当する金額は、この會計から一般會計に

これを繰り入れるものとする。

第四條 従前の薪炭需給調節特別會計法第三條の規定により借り入れた借入金は、これを第四條第一項の規定により借り入れた借入金とみなし、従前の薪炭需給調節特別會計法第七條の規定により借り入れた一時借入金は、これを第四條第二項の規定により借り入れた一時借入金とみなす。

第五條 昭和二十年度及び昭和二十一年度の決算に関してはなお従前の例による。

薪炭需給調節特別會計法を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書一、議案の目的及び要旨
薪炭需要の最盛期を迎え、政府買入資金の不足を緩和し、以て薪炭需給の円滑を図るため、薪炭需給調節特別會計法を改正し、短期証券を発行し得る途を拓き、併せて同會計の運営に遺憾なきを期さんとするものである。

從來、政府は、薪炭の需給を調節するため、その買入、賣渡又は貯蔵に関する一切の歳入歳出に就き、特別會計を設置し、これを運用し來つたが、同會計の借入限度は五億円

であり、不足分は一時借入金により賄い來つたのである。然るに本年七月以降、薪炭公定価格を二倍程度に引上げたこと及び最近輸送事情の急激な悪化のため、山元滞貨が増加し、生産者の資金繰りが梗塞するにつれ、横流しの傾向が著しく増えているから、速急に生産地で現物を確保する必要がある等の理由で、右の借入金又は一時借入金の方法による他、一年内に償還する証券を発行して、政府資金の操作限度を三十億円に引上げようとするものである。

二、議案の可決理由

本改正法律案は、政府の総合家庭燃料対策の一環として立案せられたものであり、その資金面の窮乏を打開し、生産者の負担において貯蔵せられていた山元ストックを一掃し、以て生産意欲を高揚せしめると同時に、配給面にのせるべき現物を國家の手中に掌握せしむる点において機宜に適するものと認め、且つ家庭燃料の問題は、資金面においてのみならず、生産、流通上の諸関連事項を念頭に置いて解決を要請せらるべきものである。農林委員会林業対策小委員会の答申に係る「緊急要請書」(別紙参照)を政府に提示し、そ

の善処方を要望すると同時に、本法律案に対しても附帯決議を附して可決すべきものと議決したしである。右報告する。

昭和二十二年十月二十一日

農林委員長 野溝 勝

衆議院議長松岡駒吉殿

附帯決議

一、政府は本会計法の運用に當つて生産者に対し、薪炭買入代金の即時支拂を必ず行ふこととし、以て薪炭生産者の生産意欲を阻害せざるよう努めること

二、政府は可及的速かに本会計法を改正する等の措置を講じ、製炭資金の前渡、築炭費の補助等生産増強に関する費用を機宜に即して助成するの方途を開くこと

三、配給機構の全面的改正を行い、農業会及び森林組合、林産組合をして指定取扱を爲さしめる等配給面の円滑を期すべし

四、薪炭価格は全國フル計算を廃し、各地方の実情に即し、速かに改正すべし

五、木炭價格に就ては、中國における不当なる利益又は不必要なる経費を省くことに最善の努力をなすこと

緊急要請書

一、政府は燃料対策本部を設け、少くも家庭必需品の最低限度確保を目標に、電気、ガス、煉炭、亜炭、薪炭等との総合的計画をたて、緊急果斷に措置を推進すること

二、生産地に滞貨している木炭十四万五千余噸、薪百九十四万五千余層積石を主要消費地へ結びつける

三、山元搬出、小運搬、トラック、鉄道、船舶等総合的輸送調整を行い、優先措置を強力に断行すること

一、水害地帯の山元滞貨搬出に対しては、特別補助を考慮すること

一、長期滞貨による包装腐朽のものが多いため、至急改裝資材特配の方途を講ずること

一、價格は正味建とし包装荷造は別途に計算すること

一、薪炭滞貨を一括買取り、現物を確保し、横流しを防止するため直ちに金融的措置を講ずること

一、原本は薪炭増産計画の裏付けとして割当制を確立し、資金は木炭買上代金一部前渡の方途を講ずること

一、薪炭増産に従事する夜間勤務者

に対しては、食糧特別加配の措置を講ずること

〔野溝勝君登壇〕

○野溝勝君 ただいまより、内閣の提出になりました、農林委員会付託にかかわる薪炭需給調節特別会計法改正に関する法律案の、審議の経過及び結果の御報告を簡単に申し上げたいと思ひます。

本法律案提出の理由は、薪炭需要の最盛期を迎え、政府買入資金の不足を緩和し、もつて薪炭の需給の円滑をはかるため、薪炭需給調節特別会計法を改正し、短期証券を発行し得るの途を開き、併せて会計運営に遺憾なきを期せんとしたものであります。

次に、本改正法律案の要旨を説明いたします。従来政府は、薪炭需給調節をするため、その買入れ、賣渡しまたは貯蔵に関する一切の歳入歳出について特別会計を設置し、これを運用し來つたのであります。同会計の借入限度は五億円でありまして、これでは足りないものでございます。この足りない部分を一時借入金をもつて賄つてきたのであります。しかるに、本年七月以降、薪炭公定価格を約二倍程度引上げたことと、また最近の輸送事情の急激

な悪化のため、山元滞貨が増加いたしました。これらを早急に解決するため、生産地で現物を確保する必要があるものであります。以上の理由をもつて、右の借入金または一時借入金の方法によるほか、一年内に償還する証券を発行し、政府資金の操作限度を一挙に三十億円に引上げんとするものであります。

そも、農林委員会は、冬季を控え、一般家庭燃料の問題の重要性に鑑みるところありまして、かねて林業対策小委員会を設置し、その対策を考究し來つたのであります。しかしながら、その実情は、各種の悪条件が山積し、加うるに、過般の水害は第三・四半期以降の燃料事情を急激に悪化させ、まことにゆゆしき事態に直面するに至つておるのであります。ここにおいて本委員会は、改正法律案の審議と併行し、これが局面打開について熱心なる質疑討論を行つたのであります。以下、質疑應答を整理し、おもなるものを御紹介いたします。

質疑の第一点といたしまして、まず政府はこの際燃料緊急対策を明示せられたい。これに対する政府側の答弁

は、燃料問題は食糧問題に匹敵する重大問題と考え、関係各廳と協力し、具体策樹立に努力しているが、まず輸送面については、山元滞貨を急速に搬出するよう非常手段を考究中である。次に資金面に関しては、本改正法により三十億円の資金を確保し、もつて現物確保の完璧を期したい。薪炭による不足分は、タドン、ガス、電力を加え、総合燃料対策要綱によりこの難局を切り抜けたい。

質疑の第二として、短期証券発行限度を三十億円とした理由いかん。これに対する政府側の答弁は、二十二年度の最高買入時期であつた八月を押え、三十億円ときめたものであつて、この金額を限度とし、毎月変化していくものである。

質疑の第三として、政府はこの冬の薪炭需給には万全を期すると言明しているが、目下東京都を初め都市における燃料事情は悪化の一途をたどり、市民の不安は高潮に達している、そのおもなる原因として輸送の不円滑が指摘されているが、薪炭の鉄道輸送の現況と今後の見通しについて示されたい。右に対する答弁は、昨年度に比べ成績は良好であつて、本年度における木炭輸送要請量に対して、可能量は八〇%、

薪は七〇%、平均査定率六六%に對し高率である。しかし、燃料問題の解決に對し、輸送方面も最大の努力を拂う。

質疑の第四として、山元では金融難のため原木の手当が不可能である。資金を前渡する意図はなきや。これに對し政府の答弁は、前渡金は出さぬのが建前であるが、事業會計上特別なものは認めているので、研究したい。また將來は政府で一定量を買ひ上げ、完璧を期したい。

質疑の第五として、山元から駅頭までの搬出に補助金を出す用意ありや否や。これに對し、小運送費は生産者價格の中に織りこんである。しかし、生産地が漸次先山から後山に移り、買上代行機關までの輸送費がかさみ、滞貨の原因となつていゝので、問題の重要性に鑑み、一般會計から出せぬときは、關係方面とも協議して、特別會計より支出し得るよう善処したい。

質疑の第六として、中間搾取機構是正の必要なきや。またその具体的数字を示されたい。これに對する政府側の答弁は、生産者價格と消費者價格との開きは、中間所要経費に充當されるものであつて、搾取とはなつていない。價格差のほとんどが輸送費である。

質疑の第七として、現行加配米は一俵につき一合七勺の増配をされておるが、さらに増配の意思なきや。政府側の答弁は、五合線確保を交渉中である。

質疑の第八として、自動車の代用燃料の生産について、いかなる方針をとるや。政府の答弁は、家庭燃料優先確保のため、ある程度の制限を行う考えである。以上、質疑のおもなるものについて御報告申し上げました。

次に、質疑の内容にも見られるごとく、本改正法律案は、政府の総合家庭燃料対策の一環として立案せられたものであり、その資金面の窮況を打開し、生産者の負担において貯蔵せられている山元ストックを一掃し、もつて生産意欲を高揚せしめると同時に、配給面に乗せるべき現物を國家の手中に掌握せしめる点において、機宜に適するものと認められるのであります。すなわち、十月十八日開会の農林委員會は、附帶決議を附して、満場一致をもつてこれを可決いたしました。

なお、家庭燃料の手当に緊急を要するので、林業対策小委員會の答申にかかわる緊急要請書を政府に提示し、善処方を要請することになりましたが、決議案文に若干の修正を加える必要を認めるに至りましたので、十月二十一

日開会の農林委員會において再審議の結果、左のごとく可決いたしました。以下、緊急要請書並びに附帶決議を朗読いたします。

緊急要請書

一、政府は燃料対策本部を設け、少くも家庭必需量の最低限度確保を目標に、電気、ガス、練炭、亜炭、薪炭等との総合的計画をたて、緊急果斷に措置を推進すること

一、生産地に滞貨している木炭十四万五千余噸、薪百九十四万五千余噸積石を主要消費地へ結びつける山元搬出、小運搬、トラック、鉄道、船舶等総合的輸送調整を行い、優先措置を強力に断行すること

一、水害地帯の山元滞貨搬出に對しては、特別補助を考慮すること

一、長期滞貨による包装腐朽のものが多いため、至急改裝資材特配の方途を講ずること

一、價格は正味建とし包装荷造は別途に計算すること

一、薪炭増送に従事する夜間勤務者に對しては、食糧特別加配の措置を講ずること

附帶決議

一、政府は本會計法の運用に當つて生産者に對し、薪炭買入代金の即時支拂を必ず行ふこととし、以て薪炭生産者の生産意欲を阻害せざるよう努めること

二、政府は可及的速かに本會計法を改正する等の措置を講じ、製炭資金の前渡、築窯費の補助等生産増強に關する費用を機宜に即して助成するの方途を開くこと

三、配給機構の全面的改正を行い、農業会及び森林組合、林産組合をして指定取扱を爲さしめる等配給面の円滑を期すべし

四、薪炭價格は全國フル計算を廢し、各地方の実情に即し、速かに改正すべし

五、木炭價格に就ては、中間における不当なる利益又は不必要なる経費を省くことに最善の努力をなすこと

以上をもつて、薪炭需給調節特別會計法を改正する法律案に關する審議経過の概要を報告いたしました。御賛

成あらんことを切にお願いいたします。
す。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたします。
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと
認めます。よつて本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

次会の議事日程は公報をもつて通知
いたします。本日はこれにて散会いた
します。

午後三時一分散会

出席國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君
國務大臣 西尾 末廣君

出席政府委員

内閣官房次長 龍川 末一君
大藏政務次官 小坂善太郎君
司法事務官 奥野 健一君
農林政務次官 井上 良次君

〔第四十六号参照〕

政府職員に対する一時手当の支給に
関する法律案(内閣提出)に関する報
告書

一、本案の目的

本案は最近の政府職員の生計の状
況に鑑み、應急的措施として、全職

員に対し一人当り総平均六百円をこ
の際支給しようとするものである。

二、本案の要旨

最近の生計費の狀態が、地域によ
り大きな差がある点に鑑みて、各職
員のうける俸給、暫定加給、暫定加
給臨時増給及び臨時家族手当の合計
額を基本とし、その勤務地に應じて、
十二割乃至二割の範囲内において、
率に差をつけて支給することとした
のである。即ち

特地のうち大阪市、神戸市及び京
都市については 十二割
その他の特地は 九割

甲地は 六割
乙地は 三割

丙地は 二割

とせんとするものである。

このために必要な予算額は概算す
ると

一般会計 三億八千五百万円
特別会計 七億三千七百万円

合計 十一億二千二百万円

であつて、なおこの外に、地方負担
により地方職員に支給せられる金額
が、約四億四千六百万円あるので、
この分も合計して、十五億六千八百
万円といふものが、今回の措置によ
り官公職員に給せられるべき総額と

なるわけである。

なお、この給與金額の計算の基礎
は、従来の千六百円給與水準と千八
百円水準との差額二百円の七、八、
九三箇月分即ち六百円といふ所から
出ているが、この法案自体としては、
あくまでも最近の生計費に應ずるた
めの應急措置であつて、千八百円水
準そのものと直ちに關係するもので
はない。

三、議案の可決理由

政府職員に対する應急的措施とし
て之を諒とし可決すべきものと議決
した次第である。なお次の附帶決議
を議決した。

附帶決議

一、地域別支給案の較差の甚しき点
に鑑み、官公職員待遇改善委員会
準備委員会等と協議の上、適切な
措置を講ずべきこと。

二、國家公務員給與法案の起草に際
しては、給與体系の整備及び確立
を期し地域差については適切な考
慮をなすこと。

三、地方財政の窮乏化に鑑み、地方
財政費の支出を敷速、確実に実行
し、地方職員の給與の支給に支障
なきよう政府において万般の措置
を講ずること。

右報告する。

昭和二十二年十月十八日

財政及び金 北村徳太郎
委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院會議録第三十九号中正誤

頁	段行	誤	正
四〇	一三	超重点的を	超重点を
〃	四三	私はが	私が
〃	五七	般家庭の	一般家庭の
四八	二四	公共の利害	公共の利害
四九	一八	飢えにく泣	飢えに泣く
五〇	四二	不足が了想	不足が予想
五七	五三	等に解体	等の解体
五八	三九	特殊会社	持株会社
〃	〃	三 聴聞会	聴聞会
五九	四二	終るものを	終ることを
〃	〃	三 衷悼	哀悼
五〇	三三	交替等は	交替等に

